

## [事案 2024-272] 契約見直し無効請求

・令和7年12月25日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約見直しの無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

昭和52年7月に入院関係特約（本特約）を付加して契約した終身保険について、令和3年11月に契約見直しを行い医療保険に変更となった。その後、令和6年3月から同年5月まで腰椎分離症により入院したため、給付金を請求したところ、本特約は令和3年11月の契約見直しにより消滅したとして、医療保険にもとづく給付金のみ支払われた。しかし、本特約を解約した覚えはなく、契約見直し時に募集人から詳しい説明もなかったため、契約見直しを無効として本特約を復旧してほしい。

### <保険会社の主張>

募集人が契約見直しの内容について、見直し前後の契約内容を含めて書面を用いて説明したことや設計書等の記載から、申立人が本特約が残ると誤信する余地はないこと等からすると、申立人に錯誤はないか、万が一あるとしても重過失があるため、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約見直し当時の説明状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。